

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
令和5年度大学・高専機能強化支援事業
に関する報告書及び同報告書に付する文部
科学大臣の意見

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成15年法律第114号）第16条の5第1項の規定に基づき、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構令和5年度大学・高専機能強化支援事業に関する報告書を、文部科学大臣の意見を付して報告するものである。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 令和 5 年度大学・高専機能強化支援事業 に関する報告書及び同報告書に付する文部 科学大臣の意見

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構令和 5 年度
大学・高専機能強化支援事業に関する報告書・・・・・・・・・・ 1

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構令和 5 年度
大学・高専機能強化支援事業に関する報告書に付する
文部科学大臣の意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 5

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
令和 5 年度大学・高専機能強化支援事業
に関する報告書

目 次

I. 令和5年度大学・高専機能強化支援事業に関する報告書	3
------------------------------	---

II. 参考資料	13
----------	----

資料1 「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六条の二に規定する助成業務の実施に関する基本的な指針」（令和5年2月28日文部科学大臣決定）

資料2 大学等成長分野転換支援基金補助金交付要綱
（令和5年2月20日文部科学大臣決定）

資料3 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学・高専成長分野転換支援基金設置規則（令和5年3月7日 規則2号）

資料4 「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六条の三に規定する助成業務の実施に関する方針」（令和5年4月13日文部科学大臣認可）

資料5-1 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構資金運用基準
（最終改正 令和5年3月17日 機構長裁定）

5-2 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構資金管理委員会設置要項
（最終改正 令和5年4月12日 機構長裁定）

資料6 参照条文等

I．令和５年度大学・高専機能強化支援事業に 関する報告書

令和5年度大学・高専機能強化支援事業について

1. 基金の概要

令和5年2月20日の「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部を改正する法律」(令和4年法律第94号)の施行に伴い、中長期的な人材の育成の観点から特に支援が必要と認められる分野における教育研究活動の展開を促進するため、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(以下「機構」という。)の業務に、「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六条の二に規定する助成業務の実施に関する基本的な指針」(令和5年2月28日文部科学大臣決定(資料1)。以下「基本指針」という。)に基づき大学及び高等専門学校の学部等の設置その他組織の変更に関する助成金を交付する業務等(助成事業の名称は「大学・高専機能強化支援事業」(以下「助成事業」という。))が追加された。また、同改正において、当該業務等に要する費用に充てるための基金を設けるとされたことを受け、大学等成長分野転換支援基金補助金交付要綱(令和5年2月20日文部科学大臣決定(資料2))に基づき3,002億円が機構に交付され、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学・高専成長分野転換支援基金設置規則(令和5年3月7日規則2号(資料3))の規定により、その全額をもって基金を造成した。また、基本指針に即して「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六条の三に規定する助成業務の実施に関する方針」((資料4)以下「実施方針」という。)を定め、令和5年4月13日付で文部科学大臣より認可された。

2. 基金の管理体制等

基金の管理については、実施方針に基づき、専門の事務組織として助成事業部を設置し、基金の管理から執行までを一元的に把握して適切な執行管理を行うとともに、管理部会計課と連携して基金の運用を行った。

基金の運用については、「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構資金運用基準」(最終改正令和5年3月17日機構長裁定(資料5-1))を定め、当該基金についても安全性の確保を最優先に流動性の確保及び収益性の向上を原則とした取扱いとしている。また、「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構資金管理委員会設置要項」(最終改正令和5年4月12日機構長裁定(資料5-2))に基づき、機構長を委員長とする資金管理委員会を設置している。

令和5年度においては、直ちに執行が見込まれない資金について運用を実施した結果、運用収入43百万円が計上され、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条の4第2項の規定により基金に繰り入れた。

3. 業務に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む）

(単位：百万円)			
		令和 5 年度	令和 6 年度（見込み）
前年度末基金残高 (a)		300,239	295,016
収入	国からの資金交付額	—	—
	運用収入	43	125
	その他	—	—
	合計(b)	43	125
支出	事業費	5,061	28,912
	管理費	205	252
	合計 (c)	5,266	29,165
国庫返納額 (d)		—	—
当年度末基金残高 (a+b-c-d)		295,016	265,976
(うち国費相当額)		(295,016)	(265,976)

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

4. 助成事業の交付決定件数・交付決定額

	令和 5 年度	
	支援 1 *	支援 2 **
交付決定件数（単位：件）	67	51
交付決定額（単位：百万円）	61,563	44,963

*学部再編等による特定成長分野への転換等に係る支援

**高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援

5. 保有割合

基金の年度末残高については、全て次年度以降の業務に活用されることになるため、令和 5 年度末時点での保有割合は「1」となる。

<保有割合の算定根拠>

(令和 5 年度末基金残高) ÷ (令和 6 年度以降業務に必要となる額)

6. 助成事業の目標に対する達成度

大学・高専機能強化支援事業においては、中長期的な人材育成の観点から、科学技術・イノベーション基本計画等の政府全体の戦略・方針に掲げられているデジタル・グリーン等の成長分野の学部等の設置等に必要な資金に充てるための助成金を交付することにより、全国各地における当該成長分野の学部等の設置等を促進することとされている。

令和 5 年度中は、実施方針に基づき、大学の学長等から構成される大学・高専機能強化支援事業選定委員会（以下「選定委員会」という。）及び特定の専門事項について分担させるための部会を設置した。

また、令和５年度大学・高専機能強化支援事業の公募について別紙１のとおり行い、令和６年度大学・高専機能強化支援事業の公募については別紙２のとおり、先行審査においては交付内定までを、通常審査においては申請受付までを行った。このほか、交付対象となった大学及び高等専門学校における取組の実施状況の把握（フォローアップ）のため、選定委員会においてフォローアップ要項等を決定した。

加えて、支援１に選定された大学を対象とした、意見交換の機会や事業に関する情報を提供する機能強化会議を令和６年２月７日に開催し、文部科学省、産業界の有識者による講演及び新たな時代のニーズに応じた学部学科の開設や理系の女子学生増等の大学改革の取組を実施した大学による事例発表等を行った。

〈別紙 1〉

令和 5 年度公募

・申請

(単位：機関)

支援 1	支援 2			
	大学 (一般枠)	大学 (特例枠)	大学 (ハイレベル枠)	高等専門学校
67	34	4	14	5

・交付決定

(単位：機関)

支援 1	支援 2			
	大学 (一般枠)	大学 (特例枠)	大学 (ハイレベル枠)	高等専門学校
67	36	3	7	5

※大学（ハイレベル枠）の選定とならなかった大学 7 校については大学（一般枠）で選定されている。

・スケジュール

	支援1、支援2（右記以外）	支援2 大学（ハイレベル枠）
公募開始	4月18日（火）	
事業選定委員会 （第1回）	5月19日（金）	
公募締切	5月24日（水） 17時	
書面審査	5月下旬～6月下旬	5月26日（金）～6月8日（木）
審査等専門部会 （第1回）	—	6月19日（月）
面接審査	—	7月3日（月）、4日（火）
審査等専門部会 （第2回）	—	7月4日（火）
事業選定委員会 （第2回）	7月12日（水）	
選定結果の公表 大学等へ選定結果の連絡	7月21日（金）	
交付決定通知	9月15日（金） ※設置審査継続保留分については11月29日（水）	

・交付決定額

支援1（令和5年11月29日現在）

申請者（法人名）	大学名	交付決定額（円）	交付決定日
公立大学法人旭川市立大学	旭川市立大学	818,880,000	令和5年9月15日
学校法人北海道科学大学	北海道科学大学	89,438,000	令和5年9月15日
学校法人青森山田学園	青森大学	217,833,000	令和5年9月15日
学校法人八戸工業大学	八戸工業大学	793,998,000	令和5年9月15日
学校法人昌平黉	東日本国際大学	872,860,000	令和5年9月15日
学校法人共愛学園	共愛学園前橋国際大学	1,006,833,000	令和5年9月15日
学校法人城西大学	城西大学	514,550,000	令和5年9月15日
学校法人青淵学園	東都大学	1,192,113,000	令和5年9月15日
学校法人千葉敬愛学園	敬愛大学	422,540,000	令和5年9月15日
学校法人千葉工業大学	千葉工業大学	836,837,000	令和5年9月15日
学校法人廣池学園	麗澤大学	755,815,000	令和5年9月15日
学校法人佐野学園	神田外語大学	1,203,611,000	令和5年9月15日
学校法人青山学院	青山学院大学	359,700,000	令和5年9月15日
学校法人大妻学院	大妻女子大学	644,080,000	令和5年9月15日
学校法人北里研究所	北里大学	1,195,000,000	令和5年9月15日
学校法人駒澤大学	駒澤大学	295,000,000	令和5年9月15日
学校法人芝浦工業大学	芝浦工業大学	1,567,760,000	令和5年9月15日
学校法人順天堂	順天堂大学	1,567,500,000	令和5年9月15日
学校法人中央大学	中央大学	2,569,999,000	令和5年9月15日
学校法人東洋大学	東洋大学	1,380,500,000	令和5年9月15日
学校法人日本女子大学	日本女子大学	39,620,000	令和5年9月15日
学校法人五島育英会	東京都市大学	1,690,000,000	令和5年9月15日
学校法人明治学院	明治学院大学	319,560,000	令和5年9月15日
学校法人立教学院	立教大学	1,039,483,000	令和5年9月15日
学校法人日本教育財団	東京通信大学	561,898,000	令和5年9月15日
学校法人青葉学園	東京医療保健大学	968,240,000	令和5年9月15日
公立大学法人横浜市立大学	横浜市立大学	1,251,250,000	令和5年9月15日
学校法人幾徳学園	神奈川工科大学	250,000,000	令和5年9月15日
学校法人東成学園	昭和音楽大学	819,756,000	令和5年9月15日
公立大学法人富山県立大学	富山県立大学	2,028,000,000	令和5年9月15日
学校法人金沢学院大学	金沢学院大学	1,040,000,000	令和5年9月15日
公立大学法人福井県立大学	福井県立大学	699,500,000	令和5年9月15日
公立大学法人長野大学	長野大学	893,558,000	令和5年9月15日
公立大学法人名古屋市立大学	名古屋市立大学	422,500,000	令和5年9月15日
学校法人椋山女学園	椋山女学園大学	1,570,000,000	令和5年11月29日
学校法人日本福祉大学	日本福祉大学	276,337,000	令和5年9月15日
学校法人桜花学園	桜花学園大学	968,333,000	令和5年9月15日
学校法人曉学園	四日市大学	1,165,000,000	令和5年9月15日
学校法人京都女子学園	京都女子大学	1,870,000,000	令和5年9月15日
学校法人光華女子学園	京都光華女子大学	323,125,000	令和5年9月15日
学校法人京都橘学園	京都橘大学	1,820,000,000	令和5年9月15日
学校法人桃山学院	桃山学院大学	1,870,000,000	令和5年9月15日
学校法人大阪電気通信大学	大阪電気通信大学	151,000,000	令和5年9月15日
学校法人追手門学院	追手門学院大学	1,570,000,000	令和5年9月15日
学校法人関西大学	関西大学	1,001,340,000	令和5年9月15日
学校法人大阪経済法科大学	大阪経済法科大学	970,000,000	令和5年9月15日
学校法人甲南学園	甲南大学	351,250,000	令和5年9月15日
学校法人武庫川学院	武庫川女子大学	819,655,000	令和5年9月15日
学校法人演名山手学院	関西国際大学	1,195,000,000	令和5年9月15日
学校法人ノートルダム清心学園	ノートルダム清心女子大学	940,000,000	令和5年11月29日
公立大学法人福山市立大学	福山市立大学	420,000,000	令和5年9月15日
学校法人鶴学園	広島工業大学	2,569,086,000	令和5年9月15日
学校法人修道学園	広島修道大学	1,701,250,000	令和5年9月15日
学校法人安田学園	安田女子大学	1,870,000,000	令和5年9月15日
公立大学法人下関市立大学	下関市立大学	118,120,000	令和5年9月15日
公立大学法人山口県立大学	山口県立大学	153,915,000	令和5年9月15日
公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学	山陽小野田市立山口東京理科大学	740,000,000	令和5年9月15日
公立大学法人周南公立大学	周南公立大学	161,555,000	令和5年9月15日
学校法人松山大学	松山大学	1,209,048,000	令和5年9月15日
高知県公立大学法人	高知工科大学	490,000,000	令和5年9月15日
公立大学法人北九州市立大学	北九州市立大学	1,420,000,000	令和5年9月15日
学校法人福岡工業大学	福岡工業大学	117,405,000	令和5年9月15日
学校法人久留米工業大学	久留米工業大学	170,000,000	令和5年9月15日
学校法人永原学園	西九州大学	1,195,000,000	令和5年9月15日
学校法人南九州学園	南九州大学	570,000,000	令和5年9月15日
学校法人大淀学園	宮崎産業経営大学	459,200,000	令和5年9月15日
一般社団法人考働経営研究所	博多大学(仮称)	1,008,850,000	令和5年9月15日

支援 2 （令和 5 年 9 月 15 日現在）

申請者（法人名）	大学等名	選定区分	交付決定額（円）	交付決定日
国立大学法人北海道大学	北海道大学	大学(ハイレベル枠)	1,590,000,000	令和5年9月15日
国立大学法人室蘭工業大学	室蘭工業大学	大学(一般枠)	750,000,000	令和5年9月15日
国立大学法人東北大学	東北大学	大学(一般枠)	750,000,000	令和5年9月15日
国立大学法人秋田大学	秋田大学	大学(一般枠)	760,000,000	令和5年9月15日
国立大学法人福島大学	福島大学	大学(一般枠)	760,000,000	令和5年9月15日
国立大学法人茨城大学	茨城大学	大学(一般枠)	829,083,000	令和5年9月15日
国立大学法人筑波大学	筑波大学	大学(ハイレベル枠)	1,860,000,000	令和5年9月15日
国立大学法人宇都宮大学	宇都宮大学	大学(一般枠)	710,000,000	令和5年9月15日
国立大学法人群馬大学	群馬大学	大学(一般枠)	647,500,000	令和5年9月15日
国立大学法人千葉大学	千葉大学	大学(一般枠)	760,000,000	令和5年9月15日
国立大学法人東京大学	東京大学	大学(一般枠)	800,000,000	令和5年9月15日
国立大学法人東京工業大学	東京工業大学	大学(一般枠)	710,000,000	令和5年9月15日
国立大学法人東京農工大学	東京農工大学	大学(一般枠)	810,000,000	令和5年9月15日
国立大学法人電気通信大学	電気通信大学	大学(一般枠)	870,000,000	令和5年9月15日
国立大学法人一橋大学	一橋大学	大学(一般枠)	735,000,000	令和5年9月15日
学校法人北里研究所	北里大学	大学(特例枠)	324,000,000	令和5年9月15日
学校法人工学院大学	工学院大学	大学(一般枠)	725,000,000	令和5年9月15日
学校法人順天堂	順天堂大学	大学(特例枠)	280,000,000	令和5年9月15日
学校法人五島育英会	東京都市大学	大学(一般枠)	750,000,000	令和5年9月15日
国立大学法人横浜国立大学	横浜国立大学	大学(一般枠)	720,000,000	令和5年9月15日
公立大学法人横浜市立大学	横浜市立大学	大学(一般枠)	750,000,000	令和5年9月15日
国立大学法人富山大学	富山大学	大学(一般枠)	910,000,000	令和5年9月15日
国立大学法人金沢大学	金沢大学	大学(一般枠)	725,000,000	令和5年9月15日
国立大学法人福井大学	福井大学	大学(一般枠)	760,000,000	令和5年9月15日
国立大学法人山梨大学	山梨大学	大学(一般枠)	745,000,000	令和5年9月15日
国立大学法人信州大学	信州大学	大学(一般枠)	811,000,000	令和5年9月15日
国立大学法人静岡大学	静岡大学	大学(一般枠)	750,000,000	令和5年9月15日
公立大学法人名古屋市立大学	名古屋市立大学	大学(特例枠)	324,000,000	令和5年9月15日
国立大学法人三重大学	三重大学	大学(一般枠)	725,000,000	令和5年9月15日
国立大学法人滋賀大学	滋賀大学	大学(ハイレベル枠)	1,880,000,000	令和5年9月15日
国立大学法人大阪大学	大阪大学	大学(一般枠)	750,000,000	令和5年9月15日
公立大学法人大阪	大阪公立大学	大学(一般枠)	800,000,000	令和5年9月15日
国立大学法人神戸大学	神戸大学	大学(ハイレベル枠)	1,580,000,000	令和5年9月15日
国立大学法人奈良国立大学機構	奈良女子大学	大学(一般枠)	710,000,000	令和5年9月15日
国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学	奈良先端科学技術大学院大学	大学(一般枠)	850,000,000	令和5年9月15日
国立大学法人岡山大学	岡山大学	大学(一般枠)	800,000,000	令和5年9月15日
国立大学法人広島大学	広島大学	大学(ハイレベル枠)	1,940,000,000	令和5年9月15日
公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学	山陽小野田市立山口東京理科大学	大学(一般枠)	481,200,000	令和5年9月15日
国立大学法人愛媛大学	愛媛大学	大学(一般枠)	800,000,000	令和5年9月15日
国立大学法人九州大学	九州大学	大学(ハイレベル枠)	1,760,000,000	令和5年9月15日
学校法人久留米工業大学	久留米工業大学	大学(一般枠)	641,500,000	令和5年9月15日
国立大学法人佐賀大学	佐賀大学	大学(一般枠)	720,000,000	令和5年9月15日
国立大学法人長崎大学	長崎大学	大学(一般枠)	830,000,000	令和5年9月15日
国立大学法人熊本大学	熊本大学	大学(ハイレベル枠)	1,740,000,000	令和5年9月15日
国立大学法人大分大学	大分大学	大学(一般枠)	720,000,000	令和5年9月15日
国立大学法人宮崎大学	宮崎大学	大学(一般枠)	810,000,000	令和5年9月15日
独立行政法人国立高等専門学校機構	仙台高等専門学校	高専	870,000,000	令和5年9月15日
独立行政法人国立高等専門学校機構	石川工業高等専門学校	高専	920,000,000	令和5年9月15日
独立行政法人国立高等専門学校機構	鳥羽商船高等専門学校	高専	920,000,000	令和5年9月15日
独立行政法人国立高等専門学校機構	阿南工業高等専門学校	高専	890,000,000	令和5年9月15日
独立行政法人国立高等専門学校機構	佐世保工業高等専門学校	高専	910,000,000	令和5年9月15日

〈別紙 2〉

令和 6 年度公募

・スケジュール

	支援 1、支援 2（大学（ハイレベル枠） <u>以外</u> ）		支援 2 （大学（ハイレベル枠））
	先行審査※	通常審査	
公募開始	令和 5 年 12 月 15 日（金）		
公募締切 （先行審査）	令和 6 年 1 月 31 日（水）17 時	—	
事業選定委員会 （令和 5 年度第 4 回）	令和 6 年 2 月 16 日（金）～22 日（木） 書面審議	—	
公募締切 （通常審査）	—	令和 6 年 2 月 29 日（木）17 時	
大学等へ選定結果の通知 （先行審査）	令和 6 年 3 月 6 日（水）	—	

※ 支援 1 については、令和 7 年度に学部再編等を実施する計画であって、令和 6 年 3 月に認可申請を行うもの。支援 2 については、大学（大学（ハイレベル枠）を除く）、高等専門学校のうち、令和 7 年度に研究科等の設置等を実施する計画であって、令和 6 年 3 月に認可申請・意見伺いを行うもの。

II. 參考資料

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六条の二に規定する助成業務の実施に関する基本的な指針

令和 5 年 2 月 28 日

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成 15 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 16 条の 2 の規定に基づき、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が行う、大学若しくは高等専門学校を設置者又はこれらを設置しようとする者に対する、中長期的な人材の育成の観点から支援が必要と認められる教育研究の分野の学部等（大学の学部、学科及び研究科並びに高等専門学校の学科をいう。以下同じ。）の設置その他文部科学省令で定める組織の変更（以下「設置等」という。）に必要な資金に充てるための助成金を交付する業務（以下「助成業務」という。）に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定める。

二 大学及び高等専門学校における修学の状況、社会経済情勢の変化、技術開発の動向その他の事情を踏まえ、中長期的な人材の育成の観点から特に学部等の設置等に関する支援が必要と認められる教育研究の分野

成長分野をけん引する高度人材の育成、輩出を担う大学及び高等専門学校の機能強化は喫緊の課題であるが、我が国では、デジタル、グリーン等の成長分野の人材不足や、理工系の学生割合が諸外国に比べて低い状況にある。

具体的には、高等教育における修学の状況については、我が国の大学の学部段階における理系分野の学位取得者の割合は現在 35%にとどまっており、諸外国と比べても低い状況にある¹。経年変化でも、諸外国の割合が増加する中、我が国はほとんど変わっていない²。特に、私立・公立大学における全体に占める理工系分野の学生数の割合はそれぞれ 14%、20%であり、国立大学の 34%と比べて低い状況にある³。また、大学の学部段階の女性入学者に占める理工系分野への入学者は 7%であり、OECD 平均（15%）に比べても大幅に低い状況にある⁴。

更に、社会経済情勢の変化、技術開発の動向等については、生産性や利便性を飛躍的に高めるデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進が産業、教育、行政等のあらゆる分野において求められている一方、2030 年には先端 IT 人材が 54.5 万人不足するという調査結果⁵や、我が国のデジタル競争力は先進諸国と比べて低いという試算もある

¹ 各国の理系分野の学位（学部段階）取得者割合（※）

日本 35%、仏 32%、米 38%、韓 42%、独 42%、英 45%

² 我が国の理系分野の学位（学部段階）取得者割合（※）

2018 年 34.8%、2019 年 35.1%、2020 年 34.6%、2021 年 34.5%、2022 年 34.7%

※文部科学省「諸外国の教育統計」（令和 4 年版）及び「学校基本調査」を基に、「理・工・農・医・歯・薬・保健」及びこれらの学際的なものについて「その他」区分のうち推計。

³ 学校基本調査（令和 4 年度）

⁴ OECD.stat 「New entrants by field」

⁵ 経済産業省委託調査「IT 人材需給に関する調査報告書（みずほ情報総研株式会社）」（2019 年 3 月）

6。加えて、脱炭素の世界的潮流等を受け、グリーン分野における人材需要も高まっており、例えば、脱炭素化推進に当たっては、外部人材の知見を必要とする自治体が 2050 カーボンニュートラル表明自治体のうち、約 9 割を占めており、「全体的な方針、計画の検討」に外部人材を必要とした自治体も全体の 2 / 3 にのぼっている7。

教育未来創造会議第一次提言においては、このような状況を踏まえ、大学及び高等専門学校における成長分野への学部再編等の必要性が指摘された。この指摘を受け、意欲ある大学及び高等専門学校の成長分野への学部再編等の取組を基金によって継続的に支援することができるよう、第 210 回国会において法の改正が行われるとともに、令和 4 年度第 2 次補正予算において 3, 002 億円が措置されたところである。

法第 16 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する中長期的な人材の育成の観点から特に学部等の設置等に関する支援が必要と認められる教育研究の分野（以下「特定成長分野」という。）を定めるに当たっては、こうした経緯や、これまで政府において中長期的な成長分野をどのように設定しているかという点を十分に踏まえる必要がある。例えば、科学技術・イノベーション基本計画（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）や、統合イノベーション戦略、経済財政運営と改革の基本方針等の政府全体の戦略、方針等においては、デジタル及びグリーンを中心とした成長分野が定められている。デジタル及びグリーンを中心とした成長分野を支える専門人材は、教育研究の分野としては、基本的には、理学、工学及び農学を中心に幅広く存在していることから、理学、工学及び農学のいずれかを含む分野への転換等を支援することが適当である。その際、文理横断・文理融合教育の推進、総合知の創出・活用等の観点も考慮することが必要である。

以上のことから、特定成長分野は、政府全体の戦略・方針に掲げられているデジタル・グリーンを中心とした成長分野であって、法令8に定める学位分野としての理学関係分野、工学関係分野又は農学関係分野（これら三分野のいずれかを学位分野として含み複数の分野で構成される学問の分野を含む。）に係るものとする。

二 助成金の交付の対象となる学部等の設置等の選定の方法に関する基本的な事項

（1）助成金の交付の対象となる学部等の設置等

機構は、法及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令（平成 15 年文部科学省令第 59 号。以下「省令」という。）の規定並びに令和 4 年度第 2 次補正予算の趣旨に基づき、大学（学部又は大学院を置くものに限る。以下同じ。）又は高等専門学校の設置者（大学又は高等専門学校を設置しようとする者を含む。以下同じ。）に対し、特定成長分野の学部等の設置等に必要な資金に充てるための助成金を交付することとする。これにより、全国各地における特定成長分野の学部等の設置等を促進する。

助成金の交付の対象（以下「交付対象」という。）となる学部等の設置等の範囲について、学部再編等による特定成長分野への転換等支援（以下「支援 1」という。）につ

6 国際経営開発研究所（IMD）「World Digital Competitiveness Ranking 2022」によると、日本は 29 位、米国 2 位、韓国 8 位、英国 16 位、中国 17 位、ドイツ 19 位、フランス 22 位

7 内閣府「脱炭素分野専門人材の市町村派遣に向けた調査等業務報告書」（2021 年 5 月）

8 学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成 15 年文部科学省告示第 39 号）

いては、特定成長分野に係る私立・公立の大学の学部及び学科の設置並びに収容定員の増加による学部再編等とする。また、高度情報専門人材の確保に向けた機能強化支援（以下「支援2」という。）については、特定成長分野のうちデジタル分野に係る国立・公立・私立の大学における研究科、専攻、コース等の設置・増員、専攻に係る課程の変更等による体制強化（これに伴う学部、学科、コース等の設置・増員を含む）、及び、特定成長分野のうちデジタル分野に係る国立・公立・私立の高等専門学校における学科、コース等の設置・増員とする。

（2）助成金の交付の申請の主体

助成金の交付の申請（以下「交付申請」という。）は、大学又は高等専門学校の設置者が行うこととする。

（3）応募の受付

機構は、公募により令和14年度までに集中的に受け付けることとする。

このうち、支援2については、喫緊の課題である高度情報専門人材の不足を早急に解消する観点から、原則として令和7年度までの受付を基本とする。

（4）交付対象の選定の方法

機構は、法第16条の3の規定に基づき、基本指針に即して、文部科学省と協議しつつ、助成業務の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定め、また、当該実施方針に基づいて交付規則等を定めることにより、適切に交付対象の選定の方法を設定することとする。その際、応募の資格要件及び選定に当たっての審査の観点に関する事項として以下の点に留意したものとするとともに、その他の資格要件及び審査の観点を追加する場合は、政府が掲げる高等教育政策に関する方針等に沿ったものとするとし、意欲のある改革の取組を支援することとする。また、選定に当たっては、外部有識者により構成される委員会等において審査を行うこととする。

①応募の資格要件

- 高等教育の修学支援新制度の機関要件を満たすなど財務状況や収容定員充足率が適正であること
- 社会において具体的な人材ニーズが現に存在する、又は、その十分な見通しのある分野に係る学部等の設置等の取組であること（支援1については、地域において特定成長分野の人材を必要としている複数の企業等との事前協議を行うこと）
- 支援2について、大学に関しては、大学院段階までの人材育成を図る取組であり、かつ、高度情報専門人材の育成に関する実績を有すること
- 支援2について、文部科学省が実施する数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度において認定を受けたもの（今後受けることを予定するものを含む）であること

②選定に当たっての審査の観点

※①の各要件が満たされているか（要件の性質によっては、どの程度の水準で満たされているか）という点を審査することに加え、下記の観点から審査

- 特定成長分野における学生数の拡充を図るものとなっているか
- 学生確保の見通しが十分であるか
- 適切な管理・教育体制の確立の見通しが立っているか
- 支援1について、18歳人口の動向を踏まえて転換・再編等の取組を行うものとなっているか
- 産業界を含む社会のニーズ等を踏まえた体系的な教育カリキュラムや体制が構築されるものとなっているか
- 地域において自治体や企業等と連携した取組を行うものとなっているか
- 実務経験のある教員等による授業科目を配置するものとなっているか
- 特定成長分野で活躍する人材を増加させていくために、初等中等教育段階の学校との連携に関する取組を行うものとなっているか
- 女子学生の確保に向けた取組を行うものとなっているか
- 他の大学・高等専門学校等と連携した取組を行うものとなっているか

(5) 大学ファンドとの関係

大学ファンドからの助成を受けている国際卓越研究大学については、機構に対して、本助成金の応募ができないこととする。また、既に交付対象となっている大学が新たに国際卓越研究大学として認定された場合には、大学ファンドによる助成以降は機構からの助成金の交付を取りやめることとする。なお、この際、機構からの助成金の交付を既に受けてきたことに鑑み、当該大学は、交付対象となった計画を他の財源を活用することにより、履行することとする。

(6) 交付対象となった国立の大学及び国立の高等専門学校における定員の取扱い

我が国の成長をけん引する高度情報専門人材の育成は喫緊の課題であり、早急に人材育成機能の強化を図る必要があることから、支援2の交付対象となった国立の大学の学部及び国立の高等専門学校の学科の定員に関し、学部再編等に伴う定員増について、一定の猶予期間内に他学部・他学科を中心に同規模の定員減を行う場合に限り、特例的に認めることとする。この手続等については、文部科学省において別途定める。

(7) 機構における実施体制の整備

機構は、助成業務の適正な執行を確保するため、文部科学省の協力を得て、適切に実施体制を整備することとする。その際、助成業務の適正な執行に資する観点から、機構の外部からの意見を適切に反映することができる実施体制となるよう留意することとする。

三 助成金の交付の方法に関する基本的な事項

(1) 複数年度にわたる助成金の交付

特定成長分野の人材育成について、意欲ある大学及び高等専門学校が予見可能性をもって取り組むことができるよう、機構は、交付対象となった大学及び高等専門学校に対し、複数年度にわたって助成金の交付を行うこととする。一つの大学又は高等専

門学校に対しては、支援区分ごとの交付対象とする取組の性質、計画の内容等に応じ、交付を開始した年度から最長で10年間の支援を行うこととする。

(2) 交付対象となる大学及び高等専門学校を取組

支援1については、大学における学部再編等の検討・準備の段階から新たに設置した学部等の完成年度までの取組に対して助成金を交付することとする。その際、応募については令和14年度までとしているが、迅速な学部再編等を促進する観点から、早期に実施される取組に対しては一定程度優遇して助成金を交付することとする。また、特定成長分野への転換・再編を促進する観点から、総収容定員の拡充を伴わない取組に対しては一定程度優遇して助成金を交付することとする。

支援2については、大学及び高等専門学校における高度情報専門人材の育成機能の強化に向けた取組に対して助成金を交付することとする。その際、大学については、高度情報専門人材を育成する観点から、既設の大学院における研究科、専攻、コース等の設置・増員又は専攻に係る課程の変更を伴う形で機能強化を図ることを原則とするが、意欲的な取組を行おうとする一定数の大学に限り、学部における専門人材の育成に関する実績を有することを前提に高度情報専門人材の育成を目的として研究科の設置を行う取組等に対しても、助成金を交付することができることとする。

(3) 交付対象となる経費

支援1については、学部再編等に向けた検討体制の構築に係る経費、学部再編等に要する施設設備整備費、学部等の開設後における自走化戦略の深化に係る経費等を交付対象とすることとする。助成金の交付に当たっては、助成金の額について交付対象となる経費に一定割合を乗じて算出することを原則とし、特定成長分野における定員の増加数、18歳人口の減少等に鑑みた再編の取組等といった計画の内容に応じて合計で20億円程度までの助成金を交付することとする。

支援2については、高度情報専門人材の育成機能の強化に要する施設設備整備費、教員人件費等を交付対象とすることとする。助成金の交付に当たっては、特に迅速に高度情報専門人材の育成機能の量的・質的拡充を促進するため、助成金の額について交付対象となる経費に応じて算出することを原則とし、計画の内容に応じて合計で10億円程度までの助成金を交付することとするが、高度情報専門人材の育成について、その分野で国際的に活躍できるトップレベルの人材の輩出を図るなど、選定に当たっての審査において規模や質の観点から極めて高い効果が見込まれると評価される計画を有する一定数（5件程度）の大学に限り、さらに一定額（最大10億円）を加算して交付することができることとする。

(4) 助成業務の効果の測定、公表等

機構は、交付対象となった大学及び高等専門学校における学部再編等に係る検討状況、取組の実施状況等を把握するとともに、当該大学及び高等専門学校について、特定成長分野における学部等の設置等に係る助成業務等の終了までの、基金により行う助成業務の効果を適切に測定することとし、その把握及び測定の結果をホームページ

等で公表することとする。

機構は、定期的に会議を開催する方法により、交付対象となった各大学及び高等専門学校との相互の連携等の促進を図ることとする。

大学等成長分野転換支援基金補助金交付要綱

令和5年2月20日
文部科学大臣決定

(通則)

第1条 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成15年法律第114号。以下「法」という。）第16条の4第4項の規定に基づく大学等成長分野転換支援基金補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）に、法第16条第2項の規定に基づき機構が行う大学若しくは高等専門学校の設置者又はこれらを設置しようとする者への助成事業（以下「助成事業」という。）及びこれに附随する業務を実施するための基金（以下「基金」という。）の造成を目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、機構が助成事業を行うための基金の造成（以下「基金造成事業」という。）に必要な経費を補助の対象とする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の支出予定額とを比較して少ない方の額とする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 基準額	2 対象経費
当該年度予算額	機構の基金造成事業の実施に要する経費

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

一 機構は、基金造成事業に係る運営及び管理に関する次の事項を公表しなければならない。

- イ 基金の名称
- ロ 基金の額
- ハ 上記ロのうち国費相当額
- ニ 助成事業の概要
- ホ 助成事業の目標
- ヘ 助成事業の採択に当たっての公募方法、公募期間、審査基準、審査体制

二 基金造成事業の内容を変更する場合には、文部科学大臣（以下「大臣」という。）の

承認を受けなければならない。

三 基金造成事業を中止し、又は廃止する場合には、大臣の承認を受けなければならない。

四 基金造成事業が予定の期間内に完了しない場合又は基金造成事業の遂行が困難となった場合には、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

五 基金により行う業務（以下「業務」という。）で不正な使用が明らかになった場合（不正な使用が行われた疑いのある場合も含む。）には、速やかに調査を実施し、その結果を大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

六 基金造成事業により造成される基金は、国からの補助金を財源としているものであることに鑑み、その活用にあたっては、次に掲げる事項に対応しなければならない。

イ 基金は、善良な管理者の注意をもって管理し、基金の目的に反して、基金を取り崩し、処分し、又は担保に供してはならない。

ロ 基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、法第 16 条の 4 第 2 項の規定に基づき、基金に充てるものとする。

ハ 基金の廃止後においても、機構が基金により助成事業に係る経費を配分した大学等の設置者等からの返還が生じた場合及び附帯する業務に係る経費に返還が生じた場合には、これを国庫に納付しなければならない。

ニ 業務の経理について、当該業務以外の経理と明確に区分し、その収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を基金廃止後 5 年間保管しなければならない。

ホ 機構は、法第 16 条の 5 の規定に基づき、業務の収支の状況等について、次の事項を記載した報告書を毎年度作成し、大臣に提出しなければならない。

（１）基金の額（年度末残高及び国費相当額）

（２）業務に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）

（３）助成事業の交付決定件数・交付決定額

（４）保有割合

（５）保有割合の算定根拠

（６）助成事業の目標に対する達成度

ヘ 取崩し見込みがないなど基金の余剰額が明らかに見込まれる場合には、大臣は、基金の廃止前であっても当該余剰額を国庫に納付させることができる。

ト 助成事業の終了により、基金を廃止する場合には、廃止するときに保有する基金の残余额を大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。

（交付申請手続）

第 6 条 機構は、補助金の交付を受けようとするときは、別紙様式 1 による交付申請書を大臣に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第 7 条 大臣は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、交付決定を行い、別紙様式 2 による交付決定通知書を機構に送付するものとする。

2 前条の規定による申請書が到着してから交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的

な期間は、30 日とする。

(申請の取下げ)

第 8 条 機構は、前条の通知を受けた場合において、補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 前項の取下げをしようとするときは、大臣が別に定める期日までに交付申請取下げ書を提出しなければならない。

(変更申請手続)

第 9 条 機構は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付額の変更を行う場合には、速やかに別紙様式 3 による変更交付申請書を大臣に提出し、承認を受けなければならない。

(補助金の請求)

第 10 条 機構は、第 7 条第 1 項により交付決定通知を受け、補助金の支払を受けようとするときは、別紙様式 4 による支払請求書を官署支出官大臣官房会計課長に提出しなければならない。

(調査及び報告等)

第 11 条 大臣は、基金造成事業の適正な執行を図る必要があると認めるときには、機構に対して報告を求めることができる。

(実績報告)

第 12 条 機構は、基金造成事業が完了した日から 30 日を経過した日（基金造成事業の廃止の承認を受けた場合には、廃止の承認があった日から 30 日を経過した日）又は補助金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、別紙様式 5 による事業実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 13 条 大臣は、前条の報告を受けた場合に、事業実績報告書の審査及び必要に応じて調査を行い、その報告に係る基金造成事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、機構に通知するものとする。

2 大臣は、機構に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第 14 条 大臣は、基金造成事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号に掲げる場合には、第 7 条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその内容若しく

はこれに付した条件を変更することができる。

一 機構が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

二 機構が補助金を基金造成事業以外の用途に使用した場合

三 機構が基金造成事業に関し不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

四 交付の決定後生じた事情により、基金造成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。ただし、第 1 項第 4 号に掲げる場合は除くものとする。

4 第 2 項に基づく補助金の返還について、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で加算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の経理)

第 15 条 機構は、基金造成事業の経理について、基金造成事業以外の経理と明確に区分し、その収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を基金廃止後 5 年間保管しなければならない。

(電磁的方法による提出)

第 16 条 機構は、適正化法、施行令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他文部科学省に提出するものについては、電磁的方法（適正化法第 26 条の 3 第 1 項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。次条において同じ。）により行うことができる。

(電磁的方法による通知等)

第 17 条 大臣は、適正化法、施行令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令（以下この条において「通知等」という。）について、機構が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、大臣は機構に到達確認を行うものとする。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の取扱いに関し必要な事項は、その都度、大臣が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 5 年 2 月 20 日から施行する。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学・高専成長分野転換支援基金設置規則

令和 5 年 3 月 7 日

規則 2 号

(目的)

第 1 条 この規則は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成 15 年法律第 114 号）第 16 条の 4 第 1 項の規定に基づき設置される大学・高専成長分野転換支援基金（以下「基金」という。）の設置及び運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(基金の設置)

第 2 条 大学若しくは高等専門学校を設置者又はこれらを設置しようとする者に対する学部等（大学の学部、学科及び研究科並びに高等専門学校の学科をいう。）の設置その他組織の変更に必要な資金に充てるための助成金の交付及びこれに附帯する業務を実施するため、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に基金を設置する。

(基金の財源)

第 3 条 基金は、大学等成長分野転換支援基金補助金交付要綱（令和 5 年 2 月 20 日文科科学大臣決定）に基づき政府から条件を付して交付される補助金及び基金に充ててを条件として政府以外の者から出えんされる寄附金を財源として構成する。

(基金の資金運用)

第 4 条 基金は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 47 条に規定する方法により運用するものとする。

附 則

この規則は、大学等成長分野転換支援基金補助金交付要綱（令和 5 年 2 月 20 日文科科学大臣決定）第 13 条に基づく、大学等成長分野転換支援基金補助金に係る文科科学大臣による額の確定のあった日から施行する。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六条の三に規定する助成業務の実施に関する方針

令和5年4月13日
文部科学大臣認可

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成15年法律第114号。以下「法」という。）第16条の3の規定に基づき、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）は、「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六条の二に規定する助成業務の実施に関する基本的な指針」（令和5年2月28日文部科学大臣決定。以下「基本指針」という。）に即して助成業務の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定める。

二 助成金の交付対象の選定方法

（1）公募について

① 助成事業の概要

助成金の名称は、「大学・高専成長分野転換支援基金助成金」とする。

助成事業の名称は、「大学・高専機能強化支援事業」とし、学部再編等による特定成長分野への転換等に係る支援（以下「支援1」という。）及び高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援（以下「支援2」という。）を実施する。

【支援1の概要】

科学技術・イノベーション基本計画や、統合イノベーション戦略、経済財政運営と改革の基本方針等の政府全体の戦略・方針等に掲げられているデジタル・グリーンを中心とした成長分野であって、学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成15年文部科学省告示第39号。以下「学位種類分野変更基準」という。）に定める学位分野としての理学関係分野、工学関係分野又は農学関係分野（これら三分野のいずれかを学位分野として含み複数の分野で構成される学問の分野を含む。）に係るもの（以下「特定成長分野」という。）に関する私立・公立の大学（学部又は大学院を置くものに限る。以下同じ。）における学部再編等の検討・準備の段階から新たに設置した学部等の完成年度までの取組に対して支援するものである。支援の実施にあたっては、支援期間を連続する3つのフェーズに分類した上で、それぞれ、学部再編等に向けた検討体制の構築（フェーズ1）に係る経費、学部再編等（フェーズ2）に要する施設設備整備費等、学部等の開設後における自走化戦略の深化（フェーズ3）に係る経費等を助成金の交付対象とし、計画の内容に応じて機構が交付決定した年度から原則8年以内、最長10年間で合計20億円程度までの助成金を交付するものとする。

【支援 2（大学）の概要】

特定成長分野のうちデジタル分野に係る国立・公立・私立の大学において、既設の情報系分野に係る研究科、専攻を有し、大学院における研究科、専攻、コース等の設置・増員、又は、専攻に係る課程の変更による体制強化を図る取組に対して支援するものであり、高度情報専門人材の育成機能の強化に要する施設設備整備費、教員人件費等を助成金の交付対象とし、計画の内容に応じて機構が交付決定した年度から最長 10 年間で合計 10 億円までの助成金を交付するものとする。なお、大学院段階に加え学部段階の体制強化を行う場合には、学部段階の取組を大学院段階の取組より先行して行うことも可とし、学部段階の体制強化から 4 年を経過した日までに大学院段階の体制強化を図る取組についても、交付対象に含むものとする。

既設の情報系分野に係る研究科、専攻、コース等を持たないが、情報系分野に係る学部・学科を有する大学が、支援期間中に研究科の設置を行う場合（併せて、学部段階の体制強化を図る取組を先行して行うものも含む。）においても、一定数の大学に限り、計画の内容に応じて合計 4 億円までの助成金を交付するものとする（以下「支援 2（大学（特例枠）」という。）。なお、学部段階の取組を大学院段階の取組より先行して行う場合であって、学部段階の体制強化から 4 年を経過した日を超えて大学院段階の体制強化を図る取組についても、交付対象に含むものとする。

また、国際的に活躍できる世界トップレベルの人材の輩出を図る取組、自大学の教育の高度化や定員の大幅な拡充を図るのみならず、他の大学・高専の学生も広く参加可能な優れた情報教育プログラムを横展開させる取組、地域や国の産業戦略と連携し企業等のニーズを踏まえた高度情報専門人材を継続的に多数輩出することにより地域や我が国の産業振興に大きく資する取組など、高度情報専門人材の育成について、規模や質の観点から極めて高い効果が見込まれると評価される計画を有する 5 件程度の大学に対して、最大 10 億円を加算して交付するものとする。

【支援 2（高専）の概要】

特定成長分野のうちデジタル分野に係る国立・公立・私立の高等専門学校における学科、コース等の設置・増員に資する取組に対して支援するものであり、高度情報専門人材の育成機能の強化に要する施設設備整備費、教員人件費等を助成金の交付対象とし、計画の内容に応じて機構が交付決定した年度から最長 10 年間で合計 10 億円までの助成金を交付するものとする。

② 公募の方法

機構は、助成金の交付を受けようとする大学又は高等専門学校の設置者（大学又は高等専門学校を設置しようとする者を含む。以下「大学・高専」という。）から、機構がホームページで公表する公募要領に基づき、助成事業への応募を受け付けるものとする。

③ 応募の受付

機構は、支援 1 については令和 14 年度まで、支援 2 については喫緊の課題である

高度情報専門人材の不足を早急に解消する観点から、原則として令和7年度まで受け付けることとする。

④ 応募の資格要件

政府が掲げる高等教育政策に関する方針や文部科学省との協議を踏まえ、助成金の交付の対象となる大学・高専は、以下の要件を満たすものに限ることとする。

ア 共通の資格要件

- ◎ 高等教育の修学支援新制度において、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）に基づき、財務状況や収容定員充足率が適正であることを含めた要件を満たすことの確認を受けた大学・高専であること。
なお、新設予定の大学・高専で、応募時点において、高等教育の修学支援新制度における要件確認の対象に該当しないものは、本要件は適用されない。
- ◎ 十分な学生確保の見通しを備えた計画となっていること。
- ◎ 産業界を含む社会のニーズ等を踏まえ、学修目標の具体化、体系的な教育カリキュラムの編成及び大学での学修に必要な資質・能力等を評価する入学者選抜が適切に実施され、そのための体制を構築する計画となっていること。
- ◎ 特定成長分野の人材を育成するための戦略、適切な管理・教育体制や教育研究環境の整備を図る計画となっていること。
- ◎ 計画の対象となる学部等において、実務経験のある教員等による授業科目を配置する計画となっていること。

イ 支援1の資格要件

- ◎ 特定成長分野に係る学部若しくは学科の設置又は収容定員の増加（以下「学部等の設置等」という。）による組織の変更を伴う学部再編等の計画であること。
- ◎ 社会において具体的な人材ニーズが現に存在する、又は、その十分な見通しのある分野に係る学部等の設置等に取り組む計画であり、学部又は学科の設置を行う場合、地域における特定成長分野の人材を必要としている複数の企業等と設置構想に関する事前協議を行う計画であること。
- 入学定員が20名以上増加する計画であること。
- 機構による事業計画の選定があった日から4年を経過する日を含む年度の末日までに、計画の対象となる学部等の設置等を行うことを目指す計画であること。（応募時に既に認可申請又は届出を行っている場合を除く。）
- 大学の総収容定員充足率（在籍学生数の収容定員に対する割合）について、計画の対象となる学部等の設置等に係る認可申請又は届出までに一定の水準を満たす計画であること。
- 寄附金、研究費等の外部資金について、計画の対象となる学部又は学科の完成年度までに一定の獲得額を満たす計画であること。
- 計画の対象となる学部又は学科において、自大学以外の機関との連携を通

じた教育体制の整備と教育の実施及び多様な入学者の確保に向けた取組を行う計画であること。

- 選定された大学は、事業計画書に記載した上記の要件を満たす質の高い教育等に向けた計画の具体化に努めるとともに、その進捗報告を行うこと。また、六（２）②に基づき機構が実施する会議に参加すること。
- ◎ 文部科学大臣から国際卓越研究大学として認定を受け、支援を受けている大学でないこと。

ウ 支援２（大学）の資格要件

- ◎ 特定成長分野のうち情報系分野に係る研究科、専攻、コース等の設置・増員（研究科、専攻の定員の増員を伴わないものを含む。）、専攻に係る課程の変更（研究科、専攻、コース等の設置・増員及び専攻に係る課程の変更に伴う学部、学科、コース等の設置・増員（学部、学科の定員の増員を伴わないものを含む。）を含む。）（以下「研究科等の設置等」という。）による体制強化の計画であること。なお、コース等の設置・増員による体制強化の場合は、学則において、コース等の募集人員数を明記する計画であること。
- ◎ 社会において具体的な人材ニーズが現に存在する、又は、その十分な見通しのある分野に係る研究科等の設置等の取組であること。
- ◎ 教育の実績を有する既設の情報系分野に係る研究科、専攻（授与する学位が、学位種類分野変更基準に定める理学関係、工学関係又は農学関係のいずれかを学位の分野として含むものに限る。）を有する大学において、高度情報専門人材を育成する計画であること。（支援２（大学（特例枠））については、既設の情報系分野に係る学部、学科（授与する学位が、学位種類分野変更基準に定める理学関係、工学関係又は農学関係のいずれかを学位の分野として含むものに限る。）を有する大学とする。）
- 機構による事業計画の選定があった日から２年を経過する日を含む年度の末日までに、計画の対象となる研究科等の設置等を行う計画であること。
- 計画の対象となる研究科等の設置等において、大学院修士課程 15 名以上又は大学院博士課程 5 名以上の増員を行う計画であること。
- ◎ 国立大学について、学部定員の増員を行う場合は、国立大学法人の第５期中期目標期間終了時までに他学部・他学科を中心に同規模の定員減を行う計画であること。
- 教員の確保・配置状況等を踏まえた実現可能性の高い計画になっていること。
- ◎ 文部科学省が実施する数理・データサイエンス・ＡＩ教育プログラム認定制度における「応用基礎レベル」について、大学又は計画の対象となる学部若しくは計画の対象となる研究科に関連する主な学部が認定を受けている、又は認定を受ける計画があること。なお、学部を置かない大学で、本認定制度の対象に該当しないものについては、本要件は適用されない。
- ◎ 文部科学大臣から国際卓越研究大学として認定を受け、支援を受けている

大学でないこと。

エ 支援2（高専）の資格要件

- ◎ 特定成長分野のうち情報系分野に係る学科・コース等の設置・増員（学科の定員の増員を伴わないものを含む。以下「学科・コース等の設置等」という。）を行う計画であり、学位種類分野変更基準に定める工学関係の学位の分野に係るものであること。なお、コース等の設置・増員による体制強化の場合は、学則において、コース等の募集人員数を明記する計画であること。
- ◎ 社会において具体的な人材ニーズが現に存在する、又は、その十分な見通しのある分野に係る学科・コース等の設置等の取組であること。
- 機構による事業計画の選定があった日から2年を経過する日を含む年度の末日までに、計画の対象となる学科・コース等の設置等を行う計画であること。
- 計画の対象となる学科・コース等の設置等において、20名以上の増員を行う計画であること。
- ◎ 国立高等専門学校について、学科定員の増員を行う場合は、定員増を行った日から10年を経過した日までに、他学科・他コース等を中心に同規模の定員減を行う計画であること。
- 教員の確保・配置状況等を踏まえた実現可能性の高い計画になっていること。
- ◎ 文部科学省が実施する数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度における「リテラシーレベル」の認定を受けていること。

（注）上記の事項のうち◎印を付したものは、基本指針の記載と関連するものである。

（2）選定について

① 選定手順

機構は、助成業務の実施に際して、当該業務を一層効果的に行う観点から、外部の有識者により構成される選定委員会を設置するものとする。なお、外部の有識者については、文部科学省との協議を踏まえ選任するものとする。

選定委員会の名称は、「大学・高専機能強化支援事業選定委員会」とし、選定委員会に関することは機構が別に定める。

機構は、選定委員会に、助成事業に応募した大学・高専から提出された事業計画書の内容を審査させ、選定候補となる大学・高専について審議のうえ、機構に報告させるものとする。その際、審議に先立って、必要に応じて大学・高専からのヒアリング等を行わせるものとする。

機構は、選定委員会からの報告を踏まえ、助成事業の対象となる大学・高専を選定するものとする。

なお、機構は、必要に応じて全体及び各年度の選定数の目安等について文部科学

省と協議するものとする。

② 審査基準

機構は、政府が掲げる高等教育政策に関する方針や文部科学省との協議を踏まえ、助成事業の対象となる大学・高専の選定に際し、一（１）④に掲げる応募の資格要件を満たしている事の確認の観点に加え、以下の観点を踏まえ、審査基準を策定するものとする。なお、以下の観点については、計画の性質に応じてすべて満たすことを求めるものではなく、観点の性質によっては、どの程度の水準で満たされているかについての審査基準を策定するものとする。

（審査基準の策定に際して踏まえるべき主な観点）

ア 共通の観点

- ◎ 地域において自治体や企業等と連携した取組を行う計画となっているか。
- ◎ 初等中等教育段階の学校との連携に関する取組を行う計画となっているか。
- ◎ 女子学生、社会人学生、留学生等の確保に向けた特色ある取組を行う計画となっているか。
- ◎ 他の大学（外国大学を含む）・高専等と連携した取組を行う計画となっているか。

イ 支援１の観点

- 計画の対象となる学部又は学科における定員の増加がどれだけ図られているか。
（一定の範囲内において定員増の規模により、支援上限額を定める。）
- 大学の規模やこれまでの教育実績等に照らして、特定成長分野に係る大きな転換を図る取組であるか。
（大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴う場合や大学の総収容定員に照らして規模の大きな取組を行う場合、理学・工学・農学関係の学位を授与できる学生割合が学内で一定割合以上増加する場合等、特定の要件に応じて、一定の範囲内において支援上限額の引き上げ又は引き下げを行う。）
- ◎ 18歳人口の動向を踏まえて転換・再編等の取組を行う計画となっているか。
（計画の対象となる学部又は学科における定員の増加に対する他の学部又は学科の定員の減少が十分に図られているほど、助成率を優遇する。）
- 令和 14 年度までの公募期間のうち、比較的早期に選定された計画であるか。
（令和 9 年度以前の公募において選定された計画である場合は、助成率を優遇する。）

ウ 支援２（大学）の観点

- 計画の対象となる情報系分野の研究科又は専攻の定員の増加がどれだけ図

られているか。また、大学全体の定員規模に応じた増加となっているか。

- 研究科又は専攻の定員増を行う計画となっているか。
(より高度な情報専門人材の育成に対応する観点から、学部よりも大学院修士課程、大学院修士課程よりも大学院博士課程の定員増を含む計画を重視する。)
- 早期に研究科等の設置等を行う計画となっているか。

(最大 10 億円の加算を希望する大学に対する追加の審査の観点)

国際的に活躍できる世界トップレベルの人材の輩出を図る取組、自大学の教育の高度化や定員の大幅な拡充を図るのみならず、他の大学・高専の学生も広く参加可能な優れた情報教育プログラムを横展開させる取組、地域や国の産業戦略と連携し企業等のニーズを踏まえた高度情報専門人材を継続的に多数輩出することにより地域や我が国の産業振興に大きく資する取組のいずれかに該当する計画を対象として、以下の観点も踏まえつつ、当該計画が規模や質の観点から極めて高い効果が見込まれるか否かについて審査する。

- 大学院博士課程を含め、大規模な定員増を実施する計画となっているか。
- 広く企業や自治体と連携し、企業や自治体が求める人材ニーズに的確に応える計画になっているか。
- 企業から寄附を得る計画となっているか。
- 高度情報専門人材を育成するための大学・高専の教員を養成する取組を行う計画になっているか。
- 実務家教員の派遣、インターンシップ、共同研究を実施する計画となっているか。
- 他大学の学生も参加できる教育プログラムの実施を含む取組を行う計画になっているか。

エ 支援 2（高専）の観点

- 計画の対象となる情報系分野の学科・コース等の設置等に係る定員の増加がどれだけ図られているか。また、高等専門学校の定員規模に応じた増加となっているか。
- 早期に学科・コース等の設置等を行う計画となっているか。
- ◎ 文部科学省が実施する数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度について、応募の資格要件である「リテラシーレベル」に係る要件を満たすのみならず、更に「応用基礎レベル」の認定を受けている、又は「応用基礎レベル」の認定を受ける計画があるか。

(注) 上記の事項のうち◎印を付したものは、基本指針の記載と関連するものである。

二 助成金の交付方法

(1) 交付規則

機構は、基本指針及び実施方針に基づき、交付規則を定めるものとする。

交付規則の名称は、「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学・高専成長分野
転換支援基金助成金交付規則」とする。

(2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用

機構は、法第 22 条の規定に基づき、機構が交付する助成金について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）の規定を準用する。

(3) 交付申請・決定

機構は、選定された大学・高専から、交付規則に従って、助成金交付申請書の提出を受けるものとする。

機構は、助成金交付申請書の提出があったときは、助成金を交付すべきものと認めたものについて、交付の決定を行い、助成金の交付を受けようとする大学・高専に通知書により通知するものとする。

(4) 助成対象経費の範囲

助成事業の名称	区分	経費の内容
大学・高専機能強化支援事業（学部再編等による特定成長分野への転換等に係る支援）	事務経費	人件費（教員人件費を含まない。）、旅費、会議費、謝金、備品費、借料及び損料、消耗品費、印刷製本費、補助員人件費、その他諸経費、委託・外注費
	その他	施設設備整備費、建物取得費
大学・高専機能強化支援事業（高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援）	事務経費	人件費（教員人件費を含む。）、旅費、会議費、謝金、備品費、借料及び損料、補助員人件費、委託・外注費
	その他	施設設備整備費、建物取得費

※ 大学・高専機能強化支援事業（高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援）の事務経費のうち、旅費、会議費、謝金については、教員確保のための活動（学外者が授業科目の一部を担当する際に必要な経費を含む。）に係る経費に限定して支援することとする。

また、借料及び損料については、施設設備整備に比して経済的観点からリース等を行う方が低廉な場合に限定して支援することとする。さらに、委託・外注費については、施設設備の維持管理及び教材作成に必要な経費に限定して支援することとする。

(5) 実績報告書の提出・額の確定

機構は、助成事業が完了した大学・高専から、交付規則に従って、実績報告書の提

出を受けるものとする。

機構は、実績報告書の提出を受けた場合、実績報告書を審査し、併せて、必要に応じて調査を実施し、助成事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金の交付を受けようとする大学・高専に通知するものとする。

(6) 助成金の支払

機構は、交付規則に従って、大学・高専から支払請求書の提出を受け支払を行うものとする。

三 実施方針の公表

機構は、実施方針を機構のホームページで公表するものとする。実施方針の変更の認可を受けたときも同様とする。

四 助成事業終了時の手続き

助成事業の終了により、基金を廃止する。機構は、助成事業の終了後に保有する基金の残余额を文部科学大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付する。

五 機構における実施体制の整備

機構は、既存の事務組織とは別に、助成業務の実施のための専門の事務組織を置くものとする。その際、助成業務の適正な執行に資する観点から、外部の有識者により構成される法第 14 条に規定する評議員会に助成業務の実施状況を定期的に報告するものとする。

六 その他

(1) 選定した大学・高専の公表

機構は、助成事業の対象となる大学・高専を選定したときは、当該大学・高専の名称等の一覧を機構のホームページで公表するものとする。

(2) 選定した大学・高専に対するフォローアップ

① 機構の事業年度終了に伴う実績報告書の提出

機構は、選定した大学・高専から、交付規則に従って、機構の事業年度終了に伴う実績報告書を毎年度提出させるものとする。この他、機構は、必要があると認めるときは、選定した大学・高専に対して助成事業の進捗状況に関する報告を求め、又はその状況を調査することができるものとする。

② 「大学・高専機能強化支援事業（学部再編等による特定成長分野への転換等に係る支援）」に選定した大学等による情報・意見交換の場の提供

機構は、原則として、毎年度一回会議を開催し、選定された大学による意見交換や情報交換の機会を設け、当該大学の相互の連携等の促進を図ることとする。

また、機構は、選定した大学における計画の実現に向けて、必要に応じて選定委員会の有識者等の協力を得た上で、当該大学に情報提供や助言を行うものとする。
会議の名称は、「機能強化会議」とする。

(3) 助成事業の効果の測定、公表

機構は、助成金の交付の対象となった大学・高専における取組の実施状況等を把握するとともに、必要に応じて選定委員会の意見を聴いた上で、当該大学・高専における取組の効果を適切に測定することとし、その把握及び測定の結果をホームページ等で公表することとする。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構資金運用基準

平成 28 年 3 月 31 日
機 構 長 裁 定
最終改正 令和 5 年 3 月 17 日

(目的)

第 1 この基準は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構資金管理方針（平成 21 年 1 月 20 日機構長裁定。以下「資金管理方針」という。）第 4 の規定に基づき、資金の運用に際して、有価証券、預金の預け先金融機関及び金銭信託の選定基準を定めるものである。

(運用対象とする金融商品)

第 2 資金の運用は、資金管理方針第 4 に定める金融商品（以下「金融商品」という。）のうち、運用を行おうとする際に最も高い収益が見込まれ、安定的かつ効率的に運用できる金融商品によって行うものとする。

(金融商品の保有)

第 3 第 2 に定める金融商品（満期又は償還期限のあるものに限る。）の保有に当たっては、原則として、満期又は償還期限まで保有するものとする。ただし、次に掲げる場合に限り、機構長の承認を得て、途中解約又は売却を行うことができる。

- (1) 資金の安全性を確保するために必要な場合
- (2) 資金の流動性を確保するためにやむを得ない場合
- (3) 資金の安全性を確保しつつ、効率性を確実に向上させるため、金融商品の入替えを行う場合

(適格格付機関の定義)

第 4 この基準において、適格格付機関とは、銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、「銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分」（平成 19 年金融庁告示第 28 号）により指定された格付機関をいう。

ただし、新しい告示が制定された場合には、新しい告示により指定された格付機関とする。

(有価証券の購入先金融機関)

第 5 有価証券の購入先金融機関は、市場での取引を考慮し、野村證券、大和証券、みずほ証券、三菱UFJモルガン・スタンレー証券、SMBC日興証券とする。

（預金の預け先金融機関）

第6 預金の預け先金融機関（以下「預け先金融機関」という。）は、次に掲げる基準に合致した金融機関とする。

- （1）自己資本比率が、国際統一基準による8%（国内業務のみの場合は、国内基準4%）以上であること。
- （2）適格格付機関の格付けにおいて、金融庁長官が指定する2社以上の適格格付機関から「A-」格以上の格付けを得ていることを条件とし、かつ、適格格付機関のいずれからでも「BB」格以下の格付けを得ていないこと。

（資金運用の期間）

第7 資金運用を行う期間は、一般勘定の資金については、12ヶ月を上限とし、施設整備勘定及び助成業務等勘定の資金については各勘定において実施する事業の安定的・継続的な助成業務の財源を得るため、長期的な運用を行う。ただし、当該事業の実施のために財源の確保が必要となる場合や金融情勢の変化に対応することが適切な場合などに備えて、長期的な運用にこだわることなく、事業に必要な金額を十分確保することを念頭に弾力的な運用を行うことができる。

（金銭信託の選定基準）

第8 金銭信託での運用を行う場合は、信託業務を営む金融機関に対して聴き取りなどの市場調査を行い、安全性、流動性及び収益性を十分考慮しながら、最も適切なものを選択し決定するものとする。

（金融機関からの引合書、提案書の提出）

第9 運用を行おうとする場合、複数の金融機関に引合書を提出させ決定するものとする。
2 前項により難しい場合は、提案書を参加金融機関から提出させることができる。

（金融商品の決定）

第10 金融商品は次に定めるところにより決定する。

- （1）金融機関から提出された引合書又は提案書に基づき、有価証券については利回り、預金については利率の最も高い金融商品から選定し、運用額に達するまで順次決定する。
- （2）金融商品の運用期間については、運用日数の8割以上を満たす期間とし、引合書に記載した期間を超えてはならない。
- （3）提示された金融商品の購入に当たっては1千万円単位で行う。
- （4）落札に当たっては、（1）から（3）までの選定基準を適用した上で、より大きな収益を得る視点から金融商品を選定する。

(5)(4)により得られる収益が同額だった場合、抽選により選定するものとする。

(金融機関の経営状況の把握)

第11 経理責任者は、運用先の金融機関の経営状況に関する情報を年度当初及び随時に収集し、財務指標の動向等を把握するものとする。

附 則

この基準は、平成28年3月31日から施行する。

附 則 (平成29年3月9日)

この基準は、平成29年3月9日から施行する。

附 則 (令和5年3月7日)

この基準は、大学等成長分野転換支援基金補助金交付要綱(令和5年2月20日文部科学大臣決定)第13条に基づく、大学等成長分野転換支援基金補助金に係る文部科学大臣による額の確定のあった日から施行する。

附 則 (令和5年3月17日)

この基準は、令和5年3月17日から施行する。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構資金管理委員会設置要項

平成28年3月31日
機 構 長 裁 定
最終改正 令和5年4月12日

(趣旨)

第1条 この要項は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構資金管理方針（平成21年1月20日機構長裁定）第5の2の規定に基づき、資金について、安全性及び流動性を確保するとともに効率的に運用・管理を行うことを目的に大学改革支援・学位授与機構資金管理委員会（以下「委員会」という。）を置き、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項を審議する。

- 一 効率的、効果的な資金運用の基準に関すること。
- 二 資金の運用管理に関すること。
- 三 その他資金運用に関すること。

(構成員)

第3条 委員会は委員長1人、委員若干人をもって組織する。

2 委員長は機構長をもってこれに充てる。

3 委員は、機構長の指名する理事、審議役、管理部長、並びに機構長が指名した者とする。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を掌理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が職務を代理する。

(招集及び開催)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(委員会の庶務)

第6条 委員会の庶務は会計課が国立大学施設支援課及び事業推進課と連携して行う。

(その他)

第7条 委員会の運営に必要な事項は、この要項に定めるほか、委員会において定めるものとする。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月24日）

この要項は、令和元年6月1日から施行する。

附 則（令和２年４月１日）
この要項は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和５年４月１２日）
この要項は、令和５年４月１日から施行する。

参照条文等

○ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律百十四号）（抄）

（機構の目的）

第三条 （略）

- 2 機構は、前項に規定するもののほか、文部科学大臣が定める第十六条の二第一項に規定する基本指針に基づいて学部等（大学の学部、学科及び研究科並びに高等専門学校の学科をいう。以下同じ。）の設置その他組織の変更に関する助成金の交付を行うことにより、中長期的な人材の育成の観点から特に支援が必要と認められる分野における教育研究活動の展開を促進し、もって我が国社会の発展に寄与することを目的とする。

（業務の範囲）

第十六条 （略）

- 2 機構は、第三条第二項の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 次条第一項に規定する基本指針に基づき、大学若しくは高等専門学校の設置者又はこれらを設置しようとする者に対し、同条第二項第一号に規定する分野の学部等の設置その他文部科学省令で定める組織の変更（以下「設置等」という。）に必要な資金に充てるための助成金（以下「助成金」という。）を交付すること。
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（助成業務の実施に関する基本指針）

第十六条の二 文部科学大臣は、前条第二項第一号に掲げる業務（次条第一項及び第二項において「助成業務」という。）の実施に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 大学及び高等専門学校における修学の状況、社会経済情勢の変化、技術開発の動向その他の事情を踏まえ、中長期的な人材の育成の観点から特に学部等の設置等に関する支援が必要と認められる教育研究の分野
- 二 助成金の交付の対象となる学部等の設置等の選定の方法に関する基本的な事項
- 三 助成金の交付の方法に関する基本的な事項

- 3 文部科学大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。

- 4 文部科学大臣は、基本指針を定め、又は変更したときは、その基本指針を公表しなければならない。

(助成業務の実施に関する方針)

第十六条の三 機構は、基本指針に即して、助成業務の実施に関する方針（以下この条において「実施方針」という。）を定め、文部科学大臣の認可を受けなければならない。実施方針を変更しようとするときも、同様とする。

2 実施方針には、助成金の交付の対象となる学部等の設置等の選定の方法、助成金の交付の方法その他助成業務を実施するために必要な事項として文部科学省令で定めるものを定めるものとする。

3 文部科学大臣は、実施方針の内容が基本指針に適合するときは、認可するものとする。

4 機構は、第一項の認可を受けたときは、その実施方針を公表しなければならない。

(基金)

第十六条の四 機構は、第十六条第二項に規定する業務（以下「助成業務等」という。）に要する費用に充てるために基金を設け、第四項の規定により交付を受けた補助金の金額及び基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。

2 前項の基金（以下この条及び第二十七条第三号において「基金」という。）の運用によって生じた利子その他の収入金は、基金に充てるものとする。

3 通則法第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

4 政府は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、基金に充てる資金を補助することができる。

(国会への報告等)

第十六条の五 機構は、毎事業年度、助成業務等に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に文部科学大臣に提出しなければならない。

2 文部科学大臣は、前項の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

(区分経理)

第十七条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 第十六条第一項第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務
- 二 助成業務等
- 三 前二号に掲げる業務以外の業務

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第二十二条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)の規定（罰則を含む。）は、第十六条第一項第三号の規定により機構が交付する資金及び同条第二項第一号の規定により機構が交付する助成金について準用する。この場合において、同

法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の機構長」と、同法第二条第一項（第二号を除く。）及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の事業年度」と読み替えるものとする。

（財務大臣との協議）

第二十三条 文部科学大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 基本指針を定め、又は変更しようとするとき。

二・三 （略）

○ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法施行令（平成二十八年政令第十二号）（抄）

（審議会等で政令で定めるもの）

第一条 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（以下「法」という。）第十六条の二第三項の審議会等で政令で定めるものは、中央教育審議会とする。

○ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令（平成十五年文部科学省令第五十九号）（抄）

（勘定区分）

第十四条の二 （略）

2 機構は、前項に規定するほか、経理すべき事項が当該経理に係る勘定以外の勘定において経理すべき事項と共通の事項であるため、当該勘定に係る部分を区分して経理することが困難なときは、当該事項については、文部科学大臣の承認を受けて定める基準に従って、事業年度の期間中一括して経理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより経理することができる。

（機構法第十六条第二項第一号に規定する文部科学省令で定める組織の変更）

第十八条 機構法第十六条第二項第一号に規定する文部科学省令で定める組織の変更は、次に掲げるものとする。

一 大学の専攻の設置及び専攻に係る課程の変更

二 大学の学部、学科、研究科及び専攻並びに高等専門学校の学科の収容定員の増加

三 大学の学科及び専攻並びに高等専門学校の学科に設定される履修上の区分に係る変更（前二号に掲げるものを除く。）

（機構法第十六条の三第二項に規定する文部科学省令で定める事項）

第十九条 機構法第十六条の三第二項に規定する助成業務を実施するために必要な事項として文部科学省令で定めるものは、同法第十六条第二項第一号に規定する業務の実施体制その他の事項とする。

○ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構業務方法書（平成１６年４月１日
最終変更 令和５年３月７日）

（大学・高専成長分野転換支援）

第１３条の２ 機構は、機構法第１６条の２第１項に規定する基本指針及び同法第１６条の３第１項に規定する実施方針に基づいて、大学若しくは高等専門学校の設置者又はこれらを設置しようとする者に対し、学部等の設置その他組織の変更に必要な資金に充てるための助成金を交付する。

２ 機構は、前項に定める業務に附帯する業務を行う。

３ 機構は、前２項に定めるもののほか、前２項の大学・高専成長分野転換支援業務に関し必要な事項については、別に定める。

○ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が達成すべき業務運営に関する目標
（中期目標）（文部科学大臣認可 令和５年３月６日）

６ 大学・高専成長分野転換支援

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成１５年法律第１１４号）第１６条の４第１項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、基本指針に即して助成業務の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定め、基本指針及び実施方針に基づき、大学等に対して、中長期的な人材の育成の観点から特に支援が必要と認められる分野の学部等の設置その他組織の変更に必要な資金に充てるための助成金の交付等を行う。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
令和５年度大学・高専機能強化支援事業に
関する報告書に付する文部科学大臣の意見

文部科学大臣意見

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（令和四年法律第九十四号）第十六条の五第2項の規定に基づき、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構令和5年度大学・高専機能強化支援事業に関する報告書に付する文部科学大臣の意見は次のとおりである。

文 部 科 学 大 臣

令和5年度大学・高専機能強化支援事業については、以下の点から、透明性・公正性に十分留意したものであり、適正であったと認められる。

1. 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構においては、事業の効果的な運用を目指し、文部科学省等と連携を図りつつ、公募及び審査を実施し、着実に事業運営を行った。
2. 基金の管理については、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成15年法律第114号）第16条の4の第3項の規定に基づき、安全性の確保を最優先に、流動性の確保及び収益性の向上にも配慮した適切な運用が図られた。